

▶ 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)において、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したのちに、支給額に不足額が生じた方等に対し、給付金を支給します。

▶ 対象者及び給付額、申請方法

不足額給付1

○**対象者** 当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額を用いて算定したこと等により、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。

○**給付額** 下記により算出した給付額と、当初調整給付額の差額を給付します。

① 所得税分控除不足額

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年分所得税額	=	①所得税分控除不足額
---------------------------	---	-----------	---	------------

② 個人住民税分控除不足額

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年度個人住民税 所得割額(減税前)	=	②個人住民税分控除不足額
---------------------------	---	-------------------------	---	--------------

(①+②(1万円単位切り上げ))－当初調整給付額＝不足額給付額

○**申請方法** 給付対象の方のうち、令和6年度に豊山町から調整給付を支給された方及び公金受取口座の登録がある方については、8月上旬に支給通知書を送付予定です。

給付金の受取口座が未登録の方については確認書を送付しますので、必要書類を添付して、10月31日(金)までに返送してください。

不足額給付2

○**対象者** 次の(1)から(3)の要件を全て満たす方

(1) 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前額が0円

(2) 税制度上の扶養親族対象外(合計所得金額48万円超の方、事業専従者の方)

(3) 低所得者向け給付(※)対象世帯の世帯主・世帯員ではない

※令和5年度非課税世帯への給付(7万円)

令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)

令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

○**給付額** 原則4万円(定額)

(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)

○**申請方法** 給付対象の方のうち、公金受取口座を登録されている方については8月上旬に支給通知書を送付予定です。給付金の受取口座が未登録の方については申請書を送付しますので、必要書類を添付して、9月30日(火)までに返送してください。

○令和6年中に豊山町に転入された方のうち、町が保有する資料により令和6年度以前の所得や給付情報が確認できない方で、給付の対象となる方については申請が必要です。根拠書類を添付のうえ、申請書を9月30日(火)までにご提出ください。

○不足額給付1・2ともに令和7年1月1日に住民票がある市町村での給付になります。

▶ **給付方法** 原則対象者本人名義の口座への振込となります。

▶ **注意** 各種給付金の給付を装う不審な訪問・電話にご注意ください。

▶ **問合せ** 税務課課税グループ ☎ 28・2434



不足額給付案内ページ